

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○財務規則の一部を改正する規則

(会 計 課)

一

告 示

○平成八年宮城県告示第四百十二号(工事請負契約書及び変更契約書の様式)の一部改正

(契 約 課)

一

規 則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十七号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二百二十二条第一項中「年三・一パーセント」を「年三パーセント」に改める。

第百八十七条第一項中「及び延長期間に於いて」を「について年五パーセントの割合の」に改め、

同条第二項を次のように改める。

2 第百八十三条及び第百八十四条の規定は、前項の規定により担保を徴する場合に準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二百二十二条第一項及び第百八十七条の規定は、平成二十五年度に係る会計事務から適

用し、平成二十四年度に係る会計事務については、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第四百十二号

平成八年宮城県告示第四百十二号(工事請負契約書及び変更契約書の様式)の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

様式第一号の第三十五条第七項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

様式第一号の第三十五条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 受注者は、前条の規定により前金払の支払を受けた後、請負代金額が減額された場合においては、頭書の間前払金額にかかわらず、受領済みの前払金額及び中間前払金額を加算した額が変更後の請負代金の10分の7(調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合に於ては10分の4)を超えない額の範囲内で中間前払金の支払を請負者に請求することができる。

様式第一号の第四十六条第二項及び第三項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

様式第一号の第四十七条の二第三項中「及び第3項」を削る。

様式第一号の第五十条第三項並びに第五十二条第一項及び第二項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。